

◆◇◆鹿沼市環境審議会公募委員募集要項◆◇◆

1. 活動内容 年 3 回程度の会議に出席（※委員の役割等については、下に掲載の「鹿沼市環境基本条例」を参照。）
2. 任 期 令和元年 10 月 14 日から令和 3 年 10 月 13 日まで（2 年間）
3. 応募資格 20 歳以上の市内在住者で、会議に出席できる人（※公務員及び公務員に準ずる団体職員を除く。）
4. 募集人員 2 人（※募集する委員の区分は、下に掲載の鹿沼市環境基本条例第 26 条第 4 項第 1 号の「市民」に該当する。）
5. 応募方法 令和元年 8 月 30 日（金）までに応募の動機など所要事項を所定の申込書に記入の上、郵送又は直接持参により環境課まで提出。申込書は環境クリーンセンターで配布する他、市ホームページからダウンロード可。
6. 応募先 鹿沼市環境部環境課（環境クリーンセンター）
〒322-0045 鹿沼市上殿町 695-7 ☎64-3194
7. 選考方法 ①書類審査による。応募状況によっては面接を行う場合があるので、その際は該当する応募者に個別に連絡の上、面接を行う。
②委員の年齢や性別、職業、所属する団体等などの構成について、審議会全体のバランスを考慮する。なお、女性委員の割合が 30%以上になるよう努める。
③これまで当環境審議会委員の経歴がない人を優先する。
8. 結果通知 応募者に個別に書面にて通知する。

【鹿沼市環境基本条例（平成 12 年 12 月 22 日 条例第 43 号）】 ※抜粋

- 第 26 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、鹿沼市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項
 - 3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市民
 - (2) 市議会の議員
 - (3) 市の副市長
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 学識経験を有する者
 - 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 2 号から第 4 号までの委員が当該各号の職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。
 - 6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 委員は、再任されることを妨げない。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

年 月 日

鹿沼市環境審議会委員応募申込書

鹿沼市長 宛

氏 名

印

下記のとおり、鹿沼市環境審議会の公募委員に応募します。

フリガナ 氏名			
住所	〒		
電話番号	自 宅： 携帯電話：	性別	
生年月日	年 月 日	職業	
応募の動機			
環境保全に係る取組状況			
鹿沼市の環境に対する考え方			
本市公募委員の経歴	会等の名称	任期	